

事 務 連 絡  
令和 6 年 1 0 月 3 日

特定技能制度関係機関 各位  
特定技能分野所管行政機関 各位

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長  
( 公 印 省 略 )

令和 6 年 9 月能登半島豪雨の影響を受けて本来活動に従事することができない特定技能外国人への対応について

今般の能登半島豪雨の影響により同地域においては多大なる被害が発生しているところ、本年 1 月に発生した能登半島地震と同様、下記の対応を執っておりますので、関係団体等を通じて周知に御協力願います。

記

1 令和 6 年 9 月能登半島豪雨災害の影響によるがれき等の片付け作業等への対応について

標記豪雨災害の影響を受けて、特定技能所属機関の事業所（当該事業所の敷地及び周辺の道路等を含む。）が被災した特定技能外国人について、当該事業所における活動として、がれき等の片付け作業等、活動を再開するに当たっての環境を復旧する作業を行う場合、同機関に同様の業務に従事する日本人も同様の業務を行っている場合には、関連業務に相当するものとして、下記 2 の資格外活動許可を受けることなく、当該作業に従事することができます。

2 特定技能外国人への資格外活動の許可について

標記豪雨災害に起因して一定の期間、本来活動に従事することが困難であり、当該期間経過後、特定技能所属機関での活動を再開することが見込まれる特定技能外国人に対し、資格外活動許可を付与することが可能です（上記 1 に該当する場合を除く。）。なお、資格外活動許可の申請に当たっては、被災地域の交通事情により特定技能外国人本人等の地方出入国在留管理官署への出頭が困難な状況が認められる場合には、郵送及び F A X 送信による申請も可能です。

3 上記 1 及び 2 に関する相談については、最寄りの地方出入国在留管理局に御相談いただきますようお願いいたします。